

町田市下水道用地等アダプト事業実施要領

2017年12月1日 施行

第1 目的

この要領は、町田市が管理する下水道用地、水路敷その他の公共施設及びその用に供する土地（供する予定の土地を含む。）で下水道部が所管するもの（以下「下水道用地等」という。）を、事業者又は市民の組織する団体（その連合体を含む。以下これらを「地域団体」という。）が自発的に行う活動と連携して管理することにより、協働による効率的かつ効果的な下水道用地等の管理を推進し、もって下水道用地の美化及び保全に資することを目的とする。

第2 下水道用地等の管理に関する協定

- 1 市長は、次に掲げる事項について、地域団体との間に管理協定を締結することができる。
 - （1）下水道用地等の除草、清掃等の実施
 - （2）下水道用地等における花き又は芝生の栽培その他の育成
 - （3）下水道用地等の施設が損傷した場合等の市への連絡
 - （4）前3号に掲げるもののほか、下水道用地等の美化及び保全に資すると市長が認める事項
- 2 管理協定の締結を希望する地域団体は、町田市下水道用地等アダプト事業申出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する申出があった場合においては、その内容を審査し、適当と認めるときは、申出者と管理協定を締結する。

第3 管理協定の内容

第2の管理協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- （1）地域団体の管理活動の範囲
- （2）地域団体の管理活動の内容

(3) 地域団体の管理活動に対する支援に関する事項

(4) 管理協定の有効期間

(5) 管理協定の解除に関する事項

(6) 管理協定に違反した場合の措置

第4 管理活動

地域団体は、管理協定に基づく管理活動（以下「管理活動」という。）を行い、市長が定める期日までにその状況について報告しなければならない。

第5 地域団体への支援

市長は、予算の範囲内において、地域団体に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 管理活動に必要な物品の支給又は貸与

(2) 地域団体名及び管理活動の内容を記載した看板、標識等の設置

(3) 地域団体を被保とする管理活動に係る保険契約の締結

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理活動に必要と認める支援

第6 補則

この要領に定めるもののほか、町田市下水道用地等アダプト事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。